

一般社団法人日本臨床発達心理士会 スーパービジョン運営委員会規程

(総則)

第1条 スーパービジョン運営委員会（以下、本委員会）の設置は、一般社団法人日本臨床発達心理士会（以下、本会）定款第42条の委員会の設置が定めるところに依拠する。

(目的)

第2条 本委員会は、本会における研修委員会に付随する組織として、臨床発達心理士の資質・専門的技術等の向上・維持を支えるスーパービジョンの普及およびスーパービジョンのシステム整備に関わる事業を行う。

(委員)

第3条 本委員会は、委員若干名で組織する。

- 2 委員は、本会正会員の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、本会正会員の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 5 委員長指名による副委員長を置き、委員長を補佐することができる。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。

(事業)

第4条 本委員会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 発達の観点に立つスーパービジョンの理論と実践を学ぶ講義型研修会の企画・運営
- 二 優れた実践報告をもとに、参加者が実践を振り返り、交流する実践交流型研修会の企画・運営
- 三 全国研修や支部の研修と連携し、優れた実践を支えたスーパービジョンについて集約し、個人情報保護等、倫理的配慮事項に留意の上で教材として活用できるような環境整備
- 四 スーパービジョンに対する高い意識を高め、人権・多様性社会の尊重等の社会的要請に応える高い職業的倫理意識をもった臨床発達心理士の育成
- 五 スーパービジョンの取り組みを支援するツールやシステムの開発
- 六 その他本会のスーパービジョンに関する事項

(改廃)

第5条 本規程の改正は、理事会の決議を得るものとする。

- 2 本規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は本委員会において定める。

附 則

本規程は、2023年6月25日より施行する。